

平成 22 年 3 月 亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（12件）

（1）亀山市まちづくり基本条例の制定について

市が目指すまちづくりの基本理念や、その実現のために必要な市民・議会・執行機関の役割などについて、共通の認識をもってまちづくりを進めるために本条例を制定するものです。

本条例の制定により、「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」を実現することを目指します。

制定内容は次のとおりです。

第1章 条例制定の目的や本条例で使用する用語の定義、他の条例との関係に関して、本条例の位置づけを定めます。

第2章 まちづくりの主体として、市民、議会、執行機関の権利や責務を定めます。

第3章 まちづくりの基本原則として、亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通する9つの基本原則

を定めます。

第4章 本条例に基づくまちづくり推進のための具体的方法を定めることや、まちづくり基本条例推進委員会の設置を定めます。

なお、施行日は、平成22年4月1日とします。

(2) 亀山市公告式条例の一部改正について

市の公告式については、掲示場に掲示する方法をとっていますが、内容まで周知することは困難なことから、公示情報として、ホームページにそのあらましや問合せ先等を掲載してお知らせする内容を充実することとし、条例、規則等の公布のための掲示を簡素化するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、本条例において定める10箇所の掲示場について、市役所前及び関支所前の2箇所とするよう改めるものです。

なお、施行日は、平成22年10月1日とし、6箇月間を周知期間とします。

(3) 亀山市職員給与条例及び亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

平成21年8月の人事院勧告において、超過勤務手当の支給割合の改定と手当の支給に代えて代休時間を指定できる制度の新設に関する勧告が出されたことから、市の一般職員についても国に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は次のとおりです。

亀山市職員給与条例において、月60時間を超えた時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げ、職員が時間外勤務代休時間を取得した場合には、支給割合の引き上げ分に相当する手当は支給することを要しないこととします。

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、任命権者は、職員に対し、時間外勤務が月60時間を超えた場合の支給割合の引き上げ分に相当する手当の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することができることとします。

また、亀山市職員給与条例の一部改正に伴い、附則において、亀山市職員の育児休業等に関する条例について、育児短時間勤務職員に対し、時間外勤務が月60時間を超え

た場合で、1日7時間45分に達するまでの間の勤務についても時間外勤務手当の支給割合を引き上げることとします。

なお、施行日は、平成22年4月1日とします。

(4) 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成21年4月1日に施行され、国家公務員の退職手当について、新たな支給制限及び返納等の制度が設けられました。

この国家公務員の退職手当の取扱いに準じ、市職員においても同様の規定を設け、これにより職員に対する退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼確保に資するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は次のとおりです。

退職した職員が、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる場合は、当該退職した職員又はその遺族等に退職手当の全部又は一部を支給せず、又は返納させることができることとします。

また、退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、退職手当審査会を置くこととします。

なお、施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とし、同日以後の退職に係る退職手当について適用します。

(5) 亀山市関学校給食センター条例の一部改正について

亀山市関学校給食センターに設置する亀山市関学校給食センター運営委員会は、関地区の小学校、中学校及び幼稚園の献立、給食費についての運営方針を調査審議することとしていますが、現在、これらの運営方針は、教育委員会が市域全体で決定していることから、当該運営委員会を存置する必要がなくなっています。

よって、当該運営委員会を廃止するため、所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とします。

(6) 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について

教育に関する事務のうち文化に関することは、本年 4 月の組織・機構改革において、教育委員会の所管から変更し、市長が管理し、及び執行することとしています。

現在、教育委員会が管理する亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館について、管理主体を市長とし、文化部に

において所管することとするため、所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とします。

(7) 関まちなみ文化センター条例の一部改正について

教育に関する事務のうち文化に関することは、本年 4 月の組織・機構改革において、教育委員会の所管から変更し、市長が管理し、及び執行することとしています。

現在、教育委員会が管理する関まちなみ文化センターについて、管理主体を市長とし、文化部において所管することとするため、所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とします。

(8) 関宿散策拠点施設条例の一部改正について

教育に関する事務のうち文化に関することは、本年 4 月の組織・機構改革において、教育委員会の所管から変更し、市長が管理し、及び執行することとしています。

現在、教育委員会が管理する関宿散策拠点施設について、管理主体を市長とし、文化部において所管することとするため、所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とします。

(9) 鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について

平成 2 1 年度鈴鹿峠自然の家天体観測設備整備事業において、鈴鹿峠自然の家に天文台を整備しています。

平成 2 2 年 4 月 1 日の供用開始に向けて、天文台の使用料等について定めるため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、天文台の使用時間を午後 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までとし、使用料は 1 人当たり 1 0 0 円とします。

また、小学生未満の天文台とプールの使用料は無料とします。

なお、施行日は、平成 2 2 年 4 月 1 日とします。

(1 0) 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正(平成 2 2 年 2 月 3 日公布・施行)により、後期高齢者医療制度において、被用者保険被保険者の被扶養者であった者に対する 2 年間の保険料軽減措置が、当分の間、継続されることとなりました。

国民健康保険においても後期高齢者医療制度と類似した保険税の減免措置を実施していることから、被扶養者が

ら国民健康保険の被保険者となった者に対する保険税の減免措置が適用される期間を「2年」から「当分の間」に延長するため、特例規定を附則に加えるものです。

なお、施行日は、平成22年4月1日とします。

(11) 亀山市火災予防条例の一部改正について

消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」は、平成20年10月に大阪市浪速区の個室ビデオ店において発生した火災を踏まえて、個室型店舗の防火安全対策について中間報告を取りまとめました。

これを受けて、本市においても当該防火安全対策を推進する必要があることから、カラオケボックス等で、個室出入口の扉が外開きで通路側に面するものは、扉を開放しても自動的に閉鎖するよう措置し、避難上、有効に管理しなければならないこととするため、所要の改正を行うものです。

また、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正において項ずれが生じたので、本条例で引用している同省令の条項を改めます。

なお、施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とし、既存の個室型店舗又は新築、改築、増築等の工事中の個室型店舗については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、適用しないこととし、省令の一部改正に伴う改正規定は、公布の日から施行します。

(1 2) 亀山市教育研究所条例の廃止について

市における教育の充実及び振興を図るため、亀山市教育研究所を平成 9 年度に設置し、現在は教育委員会の学校教育室の所管として位置付けています。

本年 4 月の市の組織・機構改革にあわせて、さらなる教育の充実を図るために教育研究室を新たに設置することに伴い、教育研究所を廃止するため、本条例を廃止するものです。

なお、施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とします。

2 補正予算関係 (7 件)

(1) 平成 21 年度亀山市一般会計補正予算 (第 6 号) について

(2) 平成 21 年度亀山市一般会計補正予算 (第 7 号) に

ついて

(3) 平成 2 1 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 2 号) について

(4) 平成 2 1 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正
予算 (第 2 号) について

(5) 平成 2 1 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予
算 (第 2 号) について

(6) 平成 2 1 年度亀山市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
について

(7) 平成 2 1 年度亀山市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第 9 6 条
第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものです。

各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 新年度予算関係 (1 0 件)

(1) 平成 2 2 年度亀山市一般会計予算について

(2) 平成 2 2 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算
について

- (3) 平成 2 2 年度 亀山市 老人保健事業特別会計予算について
- (4) 平成 2 2 年度 亀山市 後期高齢者医療事業特別会計予算について
- (5) 平成 2 2 年度 亀山市 農業集落排水事業特別会計予算について
- (6) 平成 2 2 年度 亀山市 公共下水道事業特別会計予算について
- (7) 平成 2 2 年度 亀山市 水道事業会計予算について
- (8) 平成 2 2 年度 亀山市 工業用水道事業会計予算について
- (9) 平成 2 2 年度 亀山市 病院事業会計予算について
- (1 0) 平成 2 2 年度 亀山市 国民宿舎事業会計予算について

以上、各会計の平成 2 2 年度当初予算について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものです。

4 その他（５件）

（１）市道路線の認定について

下庄３１号線のほか、太岡寺町、白木町、田村町における開発道路３路線の新規路線認定について、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該道路の位置図は、別紙のとおりです。

（２）専決処分の報告について

市内加太梶ヶ坂地内において発生した敷鉄板盗難事件に伴う損害賠償の額を定めることについて、１月１２日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

（３）専決処分の報告について

市営住山住宅に係る建物明渡し請求及び滞納家賃請求の訴えの提起について、１月２８日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

（４）専決処分の報告について

市営住山住宅に係る建物明渡し請求及び滞納家賃請求の訴えの提起について、１月２８日に地方自治法第１８０

条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

(5) 専決処分の報告について

市営和田住宅に係る建物明渡し請求及び滞納家賃請求の訴えの提起について、1 月 2 8 日に地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

5 提出予定議案 (2 件)

(1) 人事関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について

平成21年度 補正予算(3月定例会)総括表

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第7号)	21,767,704	81,113	21,848,817
後期高齢者医療事業特別会計 (第2号)	714,865	△ 24,092	690,773
農業集落排水事業特別会計 (第2号)	506,940	91,449	598,389
公共下水道事業特別会計 (第2号)	1,483,910	△ 29,086	1,454,824
水道事業会計 (第2号)	1,819,365	△ 29,516	1,789,849
病院事業会計 (第3号)	1,738,306	△ 64,800	1,673,506

◆主な補正内容

○一般会計(第7号)

(千円)

歳入

国庫支出金	地域活性化・公共投資臨時交付金	125,982
	地域活性化・きめ細かな臨時交付金	64,870
	障害者自立支援給付費負担金	9,212
	循環型社会形成推進交付金	△10,000
	学校改築事業費負担金	11,981
県支出金	中学校改築事業交付金	44,686
財産収入	個人県民税徴収取扱費委託金	20,450
市債	不動産売払収入	12,155
	和賀白川線整備事業債(合併特例債)	△64,500
	亀山中学校改築事業債	△29,000
	関中学校改築事業債(合併特例債)	△23,300

歳出

総務費	地域活性化・きめ細かな臨時交付金	90,200
	木造住宅補強事業	△39,373
	障害者自立支援事業(介護給付費)	25,656
	福祉医療費助成事業給付事業(無料化含む)	17,000
衛生費	新型インフルエンザ予防接種費助成事業	△14,057
	溶融処理施設管理費	△86,000
	旧焼却炉解体事業	△30,000
農林水産業費	農業集落排水事業繰出金	△13,678
土木費	市単公園整備事業	△17,000
	和賀白川線整備事業(合併特例事業)	△67,927
	公共下水道事業繰出金	△35,254
教育費	施設整備費(小学校)	△13,000
	文化会館大規模改修事業	△7,500

○後期高齢者医療事業特別会計

保険料		△16,552
	後期高齢者医療広域連合納付金	△23,192

○農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業県補助金		55,000
	昼生地区整備事業施設整備事業	98,410

○公共下水道事業特別会計

施設整備事業		△19,445
--------	--	---------

○水道事業会計

建設改良費		△66,000
-------	--	---------

○病院事業会計

入院収益		△65,400
	診療材料費	△47,200

○繰越明許費

追加

(単位:千円)

会 計	款	項	事 業 名	金 額	所 管
一 般 会 計	8 土木費	2 道路橋梁費	市ヶ坂江ヶ室線整備事業	39,165	まちづくり整備室
			野村布気線整備事業	29,343	まちづくり整備室
			市単道路整備事業	5,991	まちづくり整備室
			椿世道線整備事業	36,575	まちづくり整備室
			耐震化補強事業	120,940	まちづくり整備室
			道路維持修繕事業	41,000	まちづくり保全室
			4 都市計画費	公園再整備事業	8,590
	10 教育費	2 小学校費	施設改修事業	20,700	教育総務室
			学校ICT環境整備事業	34,540	学校教育室
		3 中学校費	施設改修事業	9,000	教育総務室
			学校ICT環境整備事業	13,460	学校教育室
		4 幼稚園費	学校ICT環境整備事業	474	学校教育室
		5 社会教育費	伝統的建造物群保存修理修景事業	6,000	まちなみ・文化財室
		6 保健体育費	学校開放施設改修事業	9,500	スポーツ振興室

変更

(単位:千円)

会 計	款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後	所 管
一 般 会 計	8 土木費	2 道路橋梁費	和賀白川線整備事業	21,600	46,911	まちづくり整備室
	10 教育費	5 社会教育費	亀山城周辺整備保存事業	88,730	92,730	まちなみ・文化財室
農業集落排水	1 事業費	2 建設改良費	昼生地区施設整備事業	43,200	153,200	下水道室

○債務負担行為

(単位:千円)

会 計	事 項	期 間	限 度 額		所 管
			補 正 前	補 正 後	
一 般 会 計	議会映像インターネット配信業務委託料	H22-H25	5,938	2,835	議事調査室
	行政情報提供機器賃借料	H22-H27	30,429	25,421	広報秘書室
	食育推進・健康増進計画策定委託料	H22	2,835	2,115	健康推進室
	道路台帳整備委託料	H22	67,000	53,813	まちづくり保全室
	小学校パソコンリース料	H22-H26	27,825	22,427	学校教育室

全体位置図

下白木10号線
(認定)

田村20号線
(認定)

太岡寺17号線
(認定)

下庄31号線
(認定)

